

一か所増設

投票区が変わります

市選挙管理委員会では、このたび投票区を変更しました。これは、第4、第5投票区の有権者が増えたため、これを分割し投票区を増設したものです。

また、一部投票区（第2、第3、第7、第11の各投票所）の変更もあわせて行いました。

今後の投票は、つきのようになりますので、おまちがえのないよう十分ご注意ください。

■第一投票区
物集女公民館
△物集女町 池の裏、ヲサニ田、北ノ口、クヅ子、五ノ坪、御所海道、坂本、立羽子田、豆尾、森ノ上、森下、吉田
中条、中海道、南条、長野、東田中瀬、向畠
田、田原、出口、堂ノ前、西田中瀬、二枚田、初田、西京、下川原、段ノ町、地
マ上植野町 馬立、上川原

■第二投票区
京信コミニティーホール

■第三投票区
マ鶴冠井町 横畠、大根殿

■第四投票区
鶴冠井公民館

■第五投票区
上植野公民館

■第六投票区
老人福祉センター

■第七投票区
マ寺戸町 石田、戌亥、春日井、上町田、上森本、小柳、下森本、下町田、四ノ坪、高田、竹園子、佃、天神森、野田、東ノ口、前田、山開、藪路

■第八投票区
向陽幼稚園

■第九投票区
向日台地蔵会所

■第十投票区
駅前町集会所

■第十一投票区
第4向陽小学校

老人保健制度が2月1日からスタート

2月1日から老人保健法が施行され、70歳（ねたきり）の人は55歳（ねたきり）以上すべてのお年寄りは、新しい制度でお医者さんにかかることがあります。

現在、どのような医療保険（国民健康保険・職場の健康保険・公務員の共済組合・日雇健康保険など）に被保険者あるいは扶養家族として加入している医療保険の被保険者は、扶養家族としての資格はそのまま残され、医療以外の給付は、今までと変わらず受け取れます。

ただし、いままで加入していた医療保険の被保険者は、扶養家族としての資格はそのまま残され、医療以外の給付は、今までと変わらず受け取れます。

4日（金）・18日（金）午前11時30分～午後1時

◇老人セーフティクラブ

3日（木）・17日（木）午後1時30分～3時30分

◇独居老人見食会

1日（火）午後1時30分～3時30分

◇お年寄りよろず相談

28日（月）午後1時30分

◇休館日

6日（日）・11日（祝）14日（月）・20日（日）

2月の行事予定

老人福祉センター

■第十二投票区

マ鶴冠井町 石橋、馬司、清水、草田、小深田、極楽寺、沢ノ東、四ノ坪、西金村、門戸、山科、沢田、反田、門戸、猪子田、池ノ尻、落霜、大田、神楽田、伴田、穂爪、菱田、畠ノ内、妙峰、南淀井、持丸、柳ヶ野添、南小路、蔽ノ下、山西ノ段、西野、東ノ段、東野辺、南垣内、天狗塚（向日台地）

日合団地除く

■第九投票区

向日台地蔵会所

■第十投票区

駅前町集会所

■第十一投票区

第4向陽小学校

■第十二投票区

マ鶴冠井町 石橋、馬司、清水、草田、小深田、極楽寺、沢ノ東、四ノ坪、西金村、門戸、山科、沢田、反田、門戸、猪子田、池ノ尻、落霜、大田、神楽田、伴田、穂爪、菱田、畠ノ内、妙峰、南淀井、持丸、柳ヶ野添、南小路、蔽ノ下、山西ノ段、西野、東ノ段、東野辺、南垣内、天狗塚（向日台地）

日合団地除く

■第九投票区

向日台地蔵会所

■第十投票区

駅前町集会所

■第十一投票区

第4向陽小学校

■第十二投票区

マ鶴冠井町 石橋、馬司、清水、草田、小深田、極楽寺、沢ノ東、四ノ坪、西金村、門戸、山科、沢田、反田、門戸、猪子田、池ノ尻、落霜、大田、神楽田、伴田、穂爪、菱田、畠ノ内、妙峰、南淀井、持丸、柳ヶ野添、南小路、蔽ノ下、山西ノ段、西野、東ノ段、東野辺、南垣内、天狗塚（向日台地）

日合団地除く

■第十二投票区

マ鶴冠井町 石橋、馬司、清水、草田、小深田、極楽寺、沢ノ東、四ノ坪、西金村、門戸、山科、沢田、反田、門戸、猪子田、池ノ尻、落霜、大田、神楽田、